

法定相続人である義理の両親、Aさんの3人で協議したところ両親は預貯金全額をもうと主張。遺言書もなく夫を亡として精神的につらかったAさんは両親の主張を受け入れ、分割対象外の生命保険金1000万円のみを得た。子どものいない夫婦のどちらが亡くなると法定相続人は配偶者が3分の2、被相続人の両親は3分の1だ。而両親が亡くなっている場合は妻が4分の3、被相続人の兄弟姉妹が4分の1となる。

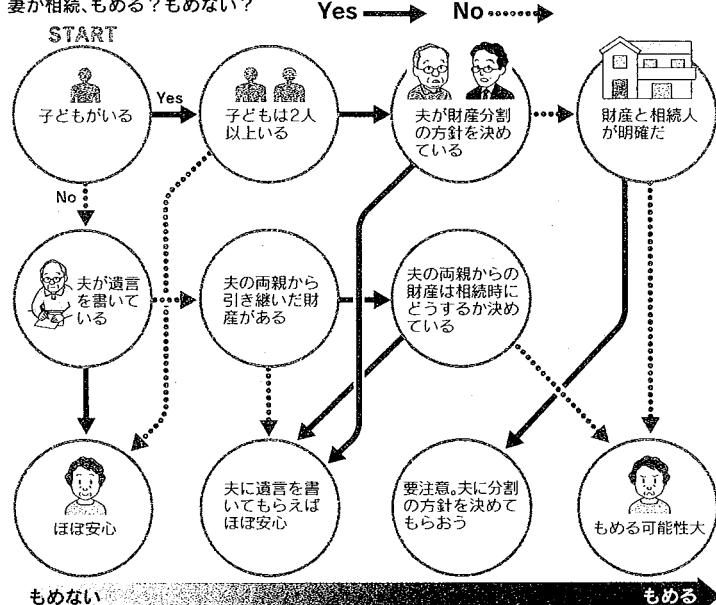
ただ法定相続人が全員合意すれば規定通りである必要はない。Aさんの例がそれに当たる。「子どものいない夫婦で築いた財産が配偶者以外の人の手に渡るのは想像できないかも知れないが、現実によくあるケース」と税理士の

## 女性と老後

夫が亡くなると妻（配偶者）は死ぬことは限らない。子どもがないわけではない。子どもがいるわけでもない。そうした際にも議論を乗り切るポイントをまとめた

# 夫に遺言書いてもらおう

### 妻が相続もめる？もめない？



(注)税理士の飯塚義幸氏と板倉豆氏の助言を基に作成

#### 主に依頼する相続準備

- ① 財産の一覧表を作る  
預貯金、生命保険、株式や債券、不動産、  
借金などの財産を書き出す
  - ② 戸籍謄本を集める  
夫が産まれてから今までの戸籍謄本を  
集める
  - ③ 今考えている財産の分割方法を  
紙に書く
  - ④ 遺言書を作る

すお分要らずて

## 相続トラブル防ぐ

相続でもめるのは子どもでない夫婦だけではない。良かつた家族がこうなるのは、東京都に住む女性社員のBさん(52)はこう語る。「東京で会社を經營していた別の会社が倒産した。」(81)がなくなったのは6年前。20億円以上の相続財産「事業は次男に、その他の産の分割方法は妻に任せる」という遺言書が残された。子どもは男2人、女3人。5人で、Bさんは次女。母が5人への配分を考えればく收まるはずだった。しかし夫を亡くした母は急に気弱になり、話をまとめると言ったのが次男(50)だ。したのが次男(50)だ。

法定相続は妻が2分の1で、残りの2分の1が子ども5人の分。だが両親と同居していた次男は事業を継ぐを理由に「財産はほとんど自分が相続する」と主張。ほの兄弟との関係が悪化した。

分割協議は被相続人の死後10ヶ月の相続税申告・納付期限を過ぎてもまとまらず、子税が発生。負担増を嫌うばかりの4人が折れ、次男が

父と仲長とが決まった。母は自宅と預貯金の一部を受け取つたが、2分の1をもがいても、しなくては遺産のトラブルを避けるには、遺言書が欠かせない。特に残される可能性が高い妻は夫が元気なうちに遺言書を作つてもうる必要がある。

川本和佳英